

措置入院者への支援に係る情報の引継ぎに関する取扱い

1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第5項に基づき、措置入院者が措置解除後に神奈川県内に帰住した後も、必要な医療を中断することなく、地域で安心して暮らすための支援を継続して受けられるよう、神奈川県内における支援に係る情報の引継ぎについて定める。

2 実施主体

実施主体は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市とし、担当部署は別表のとおりとする。

3 対象者

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が入院措置を行った者のうち、帰住先が入院措置を行った自治体と所管が異なる神奈川県内の保健所管内と確認できた者で、かつ、同意書（様式1）により支援に係る情報の引継ぎに関する本人同意が得られた者。（緊急措置入院後、措置不要となった者を除く。）

4 引継ぎ及び支援内容

- (1) 入院措置を行った自治体は、対象者の状況を総合的に勘案し、帰住先について確認できた場合は、速やかに対象者に帰住先を所管する保健所等の地域支援担当部署を案内するとともに、引継連絡票（様式2）により、支援に係る対象者の情報を当該担当部署に引継ぐ。
- (2) 引継ぎを受けた当該担当部署は、対象者の意向を尊重しつつ、医療の継続を図るとともに、地域の実情に合わせた支援を実施する。

5 その他

この取扱いに定めのない事項等については、実施主体間で協議のうえ決定するものとする。

付則

- 1 この取扱いは、平成29年4月1日から適用する。

付則

- 1 この取扱いは、平成30年9月1日から適用する。